

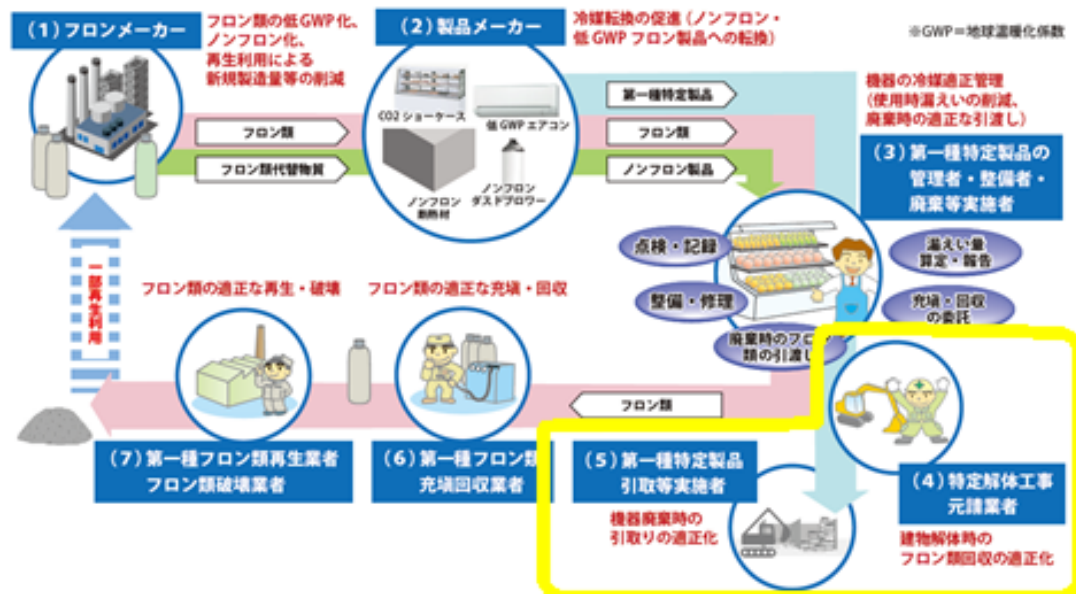
## 改正フロン排出抑制法について

今日は、2つのことを覚えてください。

- ・建物を解体する前に、業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の製品があるかどうか必ず確認し、書面を作成する。
- ・製品を廃棄物・リサイクル品として引取るときは、製品にフロン類が残っていないことを証明する書面が添付されているか必ず確認する。

### フロン排出抑制法とは

第一種特定製品のライフサイクル全体を通したフロン類の排出抑制が目的の法律です。



出典：環境省資料

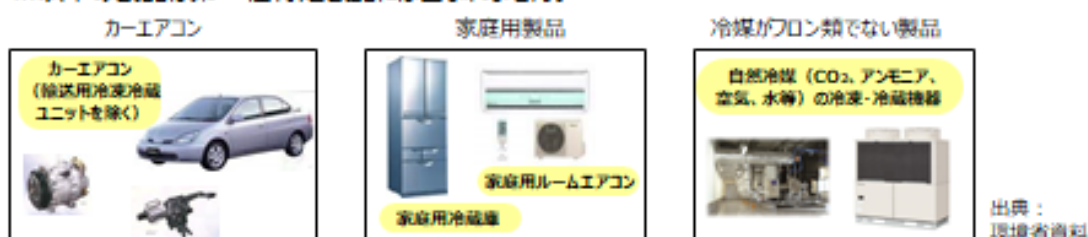
## 法律の対象機器 = 第一種特定製品とは

第一種特定製品とは、業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使われているものをいいます。フロン類を回収後も第一種特定製品として取扱う必要があります。

「業務用」とは、製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問合せ下さい。

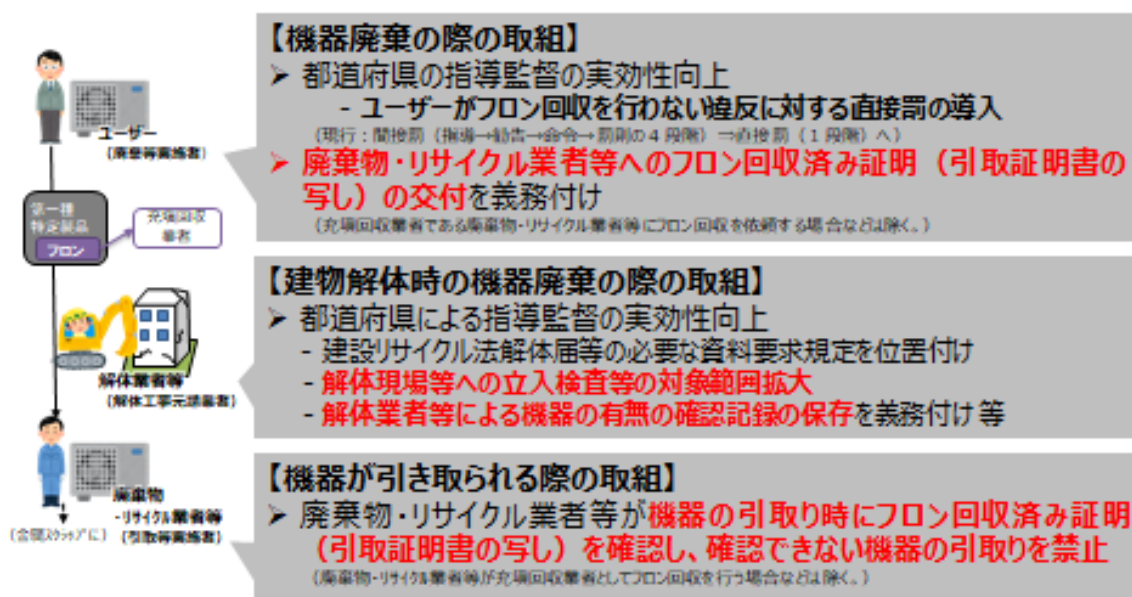


※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。



## 改正フロン排出抑制法の概要図

機器廃棄時のフロン類回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時にフロン類の回収が確実にされる仕組みとするため、フロン排出抑制法が改正され、**令和2年4月1日**より施行されます。



## 建物解体業者の義務

チェック！

### ステップ1 発注者から建物の解体を受注したら

解体を始める前に、建物に第一種特定製品が設置されているかを必ず確認し、  
確認結果を記載した書面（「事前確認書」）を作成する！

### ステップ2 事前確認書を作成したら

発注者へ事前確認書を交付し、確認結果を説明する！  
交付した事前確認書の写しを3年間保存する。

### ステップ3 発注者から第一種特定製品の廃棄を依頼されたら

第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼する。  
フロン類の回収後、「引取（又は確認）証明書」の写しが交付されるので、製品  
を廃棄物業者・リサイクル業者へ引渡す際には、書面の写しを添付する。

## 廃棄物業者・リサイクル業者の義務

チェック！

### ケース1 第一種特定製品を引取るとき

製品に書面（引取又は確認証明書の写し）が添付されているか必ず確認する！  
書面のない製品の引取りは禁止！  
添付された書面は3年間保存する。

### ケース2 引取った製品を別業者へ引渡すとき

製品に書面（引取又は確認証明書の写し）を添付して引き渡す。  
書面のない製品の引渡しは禁止！

詳しく知りたい方へ

---

改正フロン排出抑制法の説明会を開催します。

日時：令和2年3月11日（水） 13：30～

場所：さいたま市民会館うらわ

内容：・フロン排出抑制法の概要について  
・法改正により、解体業者、リサイクル業者が注意すべき点について

御静聴ありがとうございました

(特定解体工事発注者用)

# 設置機器事前確認書

(フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名：

印

電話番号： — —

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	

第一種特定製品の設置の有無	
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
「あり」の場合その種類と台数	「なし」の理由（該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> 印）
エアコンディショナー	<input type="checkbox"/> ①対象機器の設置は元々なし
冷蔵機器及び冷凍機器	<input type="checkbox"/> ②対象機器は廃棄済みである
台	<input type="checkbox"/> ③対象機器はフロン回収済みである
	<input type="checkbox"/> ④家庭用機器のみである（家電リサイクル法で処理）
	<input type="checkbox"/> ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）

特定工事発注者の皆様へ

※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。

※フロン類回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。

※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類充填回収業者・回収関係機関にご相談下さい。

※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

様式については「(財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロードできます。 [www.jreco.or.jp](http://www.jreco.or.jp)

**E票**

**委託確認書 兼 引取証明書  
推奨版**

機器の所有者等および取次者が保存

機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)

<b>廃棄する機器の所有者等</b> <small>(第一種特定製品廃棄等実施者)</small> 整備の場合: 整備する機器の所有者等 <small>(第一種特定製品の整備の発注者)</small>	機器所有者等の氏名又は名称			伝票番号							
	上記の住所	〒		交付の年月日							
	担当者	部署名		氏名							
	廃棄する機器がある施設(建物)名			電話							
	上記の住所	〒		F A X							
廃棄する機器の種類及び台数				建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)							
エアコンディショナー	台	冷蔵庫及び冷凍機器	台	解体(修繕等)あり							
フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)				<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に直接依頼する (第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)				<input type="checkbox"/> 取次者に委託する (取次者欄に記入する)			

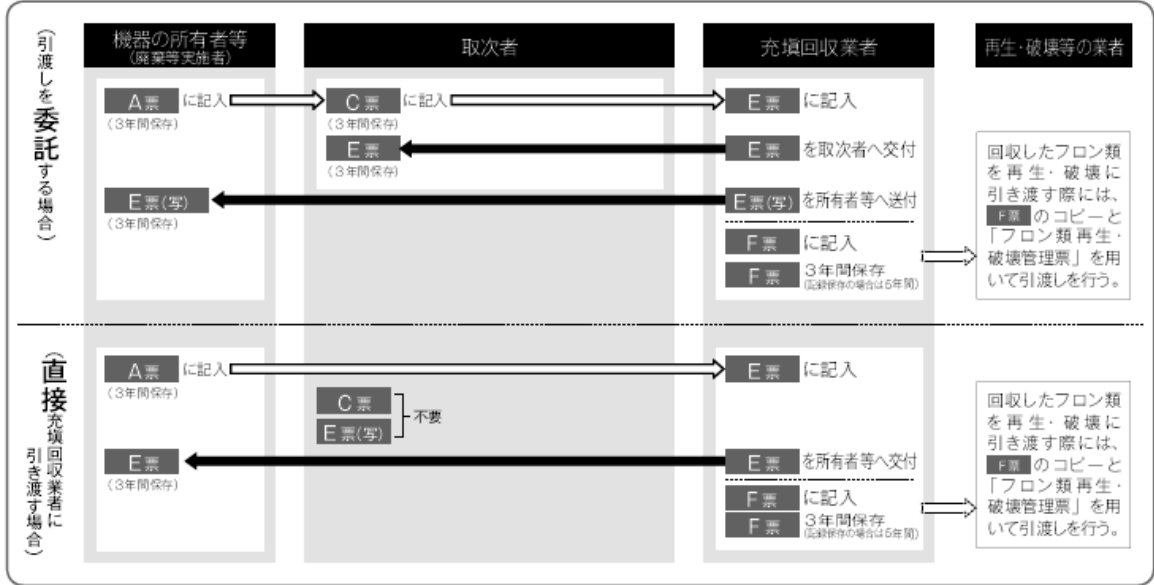
<b>取次者</b> <small>(第一種フロン類引渡受託者)</small> 整備の場合: 第一種特定製品の整備者	取次者の氏名又は名称			回付の年月日					
	上記の住所	〒		電話					
	担当者	部署名		氏名					
	フロン類の引渡し先(右記該当枠にレ点)				<input type="checkbox"/> 第一種フロン類充填回収業者に依頼する(第一種フロン類充填回収業者欄に記入する)				

<b>第一種フロン類充填回収業者</b>	登録番号		フロン類引取り終了した年月日		年	月	日	引取証明書交付の年月日		年	月	日
	登録都道府県		都道府県									
	第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称			充填回収技術者氏名								
	上記の住所	〒		電話								
	担当者	部署名		氏名				F A X				

※平成 27 年3月 31 日以前にこの書式を使用する場合は、上記「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類回収業者」と読み替える。

下記のとおりフロン類を回収しました。

<b>回収量</b>	フロン類の種類	CFC		HCFC		HFC		計		
	第一種特定製品の種類									
	エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	
	冷蔵庫及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	
	計	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	
銘板に記載されている充填量(利用範囲で記入する)		台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因		台	要因:							



発行元：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)